

令和7年第6回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日	令和7年9月8日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 閉 会	令和7年9月19日 午前10時00分 令和7年9月19日 午前10時50分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		×	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	8 番	西 原 好 文		9 番	田 中 宏 之		1 番	酒 井 明 子	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹		○
	教 育 長	吉 田 功		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦		○
	町民生活課参事	武 富 和 隆		○					
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	百 武 久美子							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 9 月19日

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第33号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第34号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第35号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第36号 江北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第37号 ネイブル空調設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第38号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第39号 令和 7 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第40号 令和 7 年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第41号 令和 7 年度江北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第42号 令和 6 年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第43号 令和 6 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第44号 令和 6 年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第45号 令和 6 年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第46号 令和 6 年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第47号 教育長の任命について
- 日程第17 議案第48号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第19 意見案第 1 号 再審法改正を求める意見書

午前10時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は9名で、議員定数の過半数に達しております。よって、令和7年第6回江北町議会定例会会期12日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま議案第47号、議案第48号、諮問第2号及び意見案第1号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第47号、議案第48号、諮問第2号及び意見案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第47号、議案第48号、諮問第2号及び意見案第1号を上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、議案第47号、議案第48号及び諮問第2号の提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。昨日は両常任委員会合同の視察、我々も便乗させていただきまして、上峰町まで赴きました。いろんな意味で大変実りある視察ではなかったかなというふうに思っております。せっかくああして御対応いただいた上で、我々も視察させていただきましたので、やはりこれはまた江北町としても生かしていきたいというふうに思っております。本当にお疲れさまでございました。

それでは、本日、執行部から追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第47号 教育長の任命についてであります。

現教育長の吉田功氏の任期が令和7年10月1日で満了することに伴い、新たな教育長として牟田久俊氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、経歴の詳細については、別紙履歴書のとおりであります。

吉田功教育長につきましては、2期6年間、江北町教育長としてお務めいただきましたし、その前任は幼児教育センターの所長もお務めいただきました。その御功績は枚挙にいとまがないわけですけれども、特に任期6年中4年間は新型コロナウイルスの対策に御尽力をいただきました。こうやって江北町がまた平穏を取り戻せたのも、特に学校関係において想定外の広がりがあったということが大きかったんじゃないかなというふうに思います。

吉田教育長におかれましては、これまでの御功績に改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、今回新たに提案いたします牟田久俊氏については、吉田教育長と同じように様々な御経歴、また、御経験をお持ちであります。江北町教育行政の推進に御貢献いただけるものとして、今回提案をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案第48号であります。教育委員会委員の任命についてであります。

現教育委員会委員4名のうち、重松亜須香氏の任期が令和7年9月30日で満了することに伴い、新たな教育委員として江崎陽子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、経歴の詳細については、別紙履歴書のとおりであります。

教育長の任期は3年、教育委員の任期は4年になります。重松委員には2期8年お務めをいただきました。子育て世代の代表として、また、御自身も教員の資格をお持ちでありましたので、そうした様々な視点から、教育行政についてこれまで御意見も頂戴したところでありますが、今回、御本人の申出で、2期満了で退任したいということでありましたので、改めて江崎陽子氏の任命をお願いしたいというふうに思っているところであります。

では次に、諮問第2号であります。人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現人権擁護委員の谷口多美子氏の任期が令和7年12月31日で満了することに伴い、新たな委員候補者として坂井加矢子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、経歴の詳細については、別紙履歴書のとおりであります。

谷口多美子氏においても、今期限りで退任をしたいということで申出がありました。そこで、新任として坂井加矢子氏を、法務大臣の委嘱ということになりますけれども、町としては議会の意見を求めた上で推薦するという事になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上３議案が執行部から追加提案いたしました議案でありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。意見案第１号は、会議規則第36条第３項の規定により趣旨説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、意見案第１号は趣旨説明を省略することに決しました。

それでは、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第１ 委員長報告

○井上敏文議長

日程第１．委員長報告を議題といたします。

会期３日目に各委員会に付託いたしました議件に関し、各委員長、副委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員会、三苫紀美子副委員長お願いいたします。

○三苫紀美子総務常任副委員長

皆さんおはようございます。昨日は大変お疲れさまでございましたが、まだ感激が頭の中でいっぱいでございます。我が町も頑張っていければと思っております。

それでは、今議会委員長が欠席されておりますので、副委員長として報告させていただきます。

今期９月議会定例会、会期３日目の９月10日、私たち総務文教常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第33号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第34号 江北町個人番号の利用等に関する

条例の一部を改正する条例、議案第35号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第36号 江北町税条例の一部を改正する条例、議案第37号 ネイブル空調設備設置工事請負契約の締結について、議案第38号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第4号）歳入全部と歳出のうち、款1. 議会費、款2. 総務費のうち、総務政策課、町民生活課所管、款3. 民生費のうち、町民生活課、こども教育課所管、款4. 衛生費のうち、町民生活課所管、款10. 教育費、議案第41号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）。

以上の付託事件について、9月17日、過半数の委員出席の下、執行部からの各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て慎重審査の結果、全議案とも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会1日目に、6月議会一般質問において照度不足が指摘された小学校教室の現状を視察いたしました。現在、教室の照明は蛍光灯からLEDへの交換工事が完了しており、その照度に問題がないことを確認いたしました。

小学校は、本年から令和11年までの5か年計画で改修、修繕を実施する予定となっています。今回の視察中、渡り廊下の窓枠にひどく腐食しているところがありました。この箇所は修繕計画に含まれていませんが、児童が手を触れ、けがをするおそれもあるため、早急に対応が必要だと感じました。担当課で現状を確認し、適切な対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、委員会2日目は、上峰町にある屋内運動施設、すば一く上峰を産業厚生常任委員と合同で視察いたしました。

同施設は、町民の健康増進及びスポーツ文化の構築を担う施設として平成10年に建設されました。鉄骨平家建てで、開閉式のスライドドアを備えており、天候に左右されずに利用できる施設となっていました。建設から20年以上が経過し、利用者のニーズに対応できないところも出てきたため、令和2年に約3,600万円の予算を投じ、照明のLED化、人工芝への張り替え等の改修工事を実施されました。

今後、本町の全天候広場においても、すば一く上峰と同様に開閉式のドアの設置、人工芝への張り替え等の改修を予定されているかは分かりませんが、上峰町と本町の施設では基本的な規模、構造に違いがあり、改修には多額の予算を要するのではないかと思います。改修を実施される場合は、現在の利用状況、費用対効果等を踏まえ、慎重に検討をお願いしたい

と思います。

以上、総務文教常任副委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

次に、産業厚生常任委員会、土渕茂勝委員長をお願いします。

○土渕茂勝産業厚生常任委員長

おはようございます。産業厚生常任委員長報告を行います。

今期9月議会定例会、会期3日目の9月10日、私たち産業厚生常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第38号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第4号）、款2．総務費のうち地域づくり課所管、款3．民生費のうち健康福祉課所管、款4．衛生費のうち健康福祉課所管、款6．農林水産業費、款7．商工費、款8．土木費、款11．災害復旧費、議案第39号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

以上の付託事件について、9月17日、18日、全委員出席の下、執行部から関係職員の出席を求め、詳細なる説明を受けました。付託された議件については、質疑応答を経て慎重に審査をした結果、全議案とも原案どおり異議なく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、委員会1日目、当委員会に付託された議案及び案件について現地調査を行いました。

最初に、8月の大雨により落石が発生し、一時通行止めとなっていた門前地区、町道安坂線の落石対策の状況を視察しました。

（パワーポイントを使用）今、画面に出ておりますけれども、落石対策工事は9月12日に完了し、通行止めも解除されておりました。画面を見ればその様子が分かります。同時に、その岩がまだ割れているというのも見えます。しかし、この近辺は砂岩地質であり、金網による落石防止対策では十分とは言えず、今後も引き続き経過を観察していく必要があると感じました。

次に、一般質問で取り上げていた日ノ出区の大木伐採状況を視察しました。公民館周辺の大木は枝が少し伐採されておりましたが、公民館奥に位置する大木は手がつかずの状態でした。公民館の屋根や電線等への支障が懸念されるため、早急な解決をお願いしたいと思います。

最後に、令和7年3月に空き家を解体後、町へ寄附された日ノ出地区の土地の活用の現状

を視察しました。土地は町の所有となっておりますが、その管理は日ノ出区に委ねられています。今後、地区の畑として活用する予定とのことですが、農地として利用する場合は土壌改良が必要だと感じました。

最後に、委員会２日目は、上峰町にある屋内運動場施設、すば一く上峰を総務文教常任委員会と合同で視察いたしました。

以上、産業厚生常任委員長報告を終わりたいと思います。

○井上敏文議長

引き続き決算特別委員会、土淵茂勝委員長、登壇願います。

○土淵茂勝決算特別委員長

それでは引き続き、決算特別委員会委員長報告を行います。

今期９月議会定例会、会期３日目の９月10日、私たち決算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第42号 令和６年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について。

以上の付託事件について、９月11日、12日の２日間にわたり審議を行った結果、全委員の出席の下、執行部からの各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第42号は異議なく全員賛成で認定するべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

続いて決算特別委員会、江頭義彦副委員長。

○江頭義彦決算特別副委員長

決算特別委員会副委員長報告をいたします。

今期９月議会定例会、会期３日目の９月10日、私たち決算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第43号 令和６年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号 令和６年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号 令和６年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号 令和６年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

以上の付託事件について、９月16日に審議を行った結果、全委員の出席の下、執行部から

各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第43号、44号、45号、46号について、全て原案どおり異議なく全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、副委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

以上、各委員会への付託議件について、各委員長、副委員長からの審査報告が終わりしたので、委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第33号

○井上敏文議長

日程第2．議案第33号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第33号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第34号

○井上敏文議長

日程第3．議案第34号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第34号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第35号

○井上敏文議長

日程第4．議案第35号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第35号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第36号

○井上敏文議長

日程第5．議案第36号 江北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第36号 江北町税条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第37号

○井上敏文議長

日程第6. 議案第37号 ネイブル空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第37号 ネイブル空調設備設置工事請負契約の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第38号

○井上敏文議長

日程第7. 議案第38号 令和7年度江北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案に対する委員長及び副委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長及び副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第38号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第39号

○井上敏文議長

日程第8. 議案第39号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第39号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第40号

○井上敏文議長

日程第9. 議案第40号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第40号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第41号

○井上敏文議長

日程第10. 議案第41号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は可決すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第41号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案どおり可決と決しました。

日程第11 議案第42号

○井上敏文議長

日程第11. 議案第42号 令和6年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第42号 令和6年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第12 議案第43号

○井上敏文議長

日程第12. 議案第43号 令和6年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は認定すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第43号 令和6年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第13 議案第44号

○井上敏文議長

日程第13. 議案第44号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は認定すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第44号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第14 議案第45号

○井上敏文議長

日程第14. 議案第45号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は認定すべきものであります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第45号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第15 議案第46号

○井上敏文議長

日程第15. 議案第46号 令和6年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する副委員長の報告は認定すべきものであります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は副委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第46号 令和6年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については原案どおり認定と決しました。

日程第16 議案第47号

○井上敏文議長

日程第16. 議案第47号 教育長の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

今回、吉田教育長が任期に伴う改選ということで、私も今までいろんな教育長の交代を見てきたわけなんですけど、実際、吉田教育長が教育長になられてから、いろんな施設等の問題が発生しました。ただ、本来であれば、もうその前の前の教育長ぐらいからの問題なんです、正直言ってですね。そういった施設の改修なんかは。今回新たに牟田氏を指名されてお

りますけど、本当に吉田教育長にとっては残念でならないんじゃないかなと思います。道半ばにしているいろんな取組を、今度、小中学校の改修あたりも、本来、3年前に出ていたものを、小中学校の義務教育化に取り組まれるというようなことになってしまったわけなんですけど、本当にね、自分がこういった方向でいきたいというようなことができないまま退任されるというのは残念でならないんだろうなと思うんですけど、そこら辺は吉田教育長に、本当に私はお礼を言いたいと。

実際、教育行政の中で、本当に今の吉田教育長が問題として残されたものは、前の教育長、前の前の教育長からの課題だったのを、少しずつでも改善しようという矢先にこういった改選時期に来たというようなことで、そこら辺は町長としてどういうお考えを持って、今回の改選についてですね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、吉田教育長の任期満了に伴いまして、吉田教育長とも2人で少しお話をさせていただきました。そういう中で吉田教育長のほうから、今任期満了をもって、再任は希望しませんということでありましたので、その御意向を受けて新任の教育長をとということでありますので、経過としてはそういうことあります。

人事に係ることですから、いろいろは申し上げませんが、私も今3期目10年目になりました。当然、前町長時代の課題も含めてやはり引き継いで、それこそ、責任があるものだから担っている。やはり1つでも2つでも、それを解決するというのが当事者の責任なんじゃないかというふうに思いますし、吉田教育長、2期6年務めていただいた中でも、そうしたもののにも解決もしていただきましたが、さりとて自分が引き継いだ課題を全部終わらないと辞めないということはまた違うんだろうと思います。

ですから、そうしたことも御自身でも一定整理をしていただいて、当然課題はまだあるものの、御自身として一定のめどをつけていただいて、次にお譲りをしたいという意味だろうというふうに私としては受け止めをしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第47号 教育長の任命については同意することに決しました。

ただいま教育長の任命について議会の同意を得ましたので、牟田久俊さんに入場を求め、御挨拶をお願いしたいと思います。

（牟田久俊氏入場）

○井上敏文議長

牟田さん、挨拶をお願いいたします。

○牟田久俊氏

ただいま紹介がありました牟田久俊と申します。町長の任命と議会の御同意をいただき、誠にありがとうございました。この職を与えていただきますことを大変光栄に存じますとともに、その重責を考えると、身の引き締まる思いでございます。

私ごととなりますけれども、1年前にこども教育課に赴任いたしまして、江北町の主な4つの教育課題に取り組んでまいりました。まだまだ吉田教育長の先ほど申し上げられました課題も引き継いで、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

これから江北町のエド育行政に携わっていくわけですが、子供たち、保護者の教育に寄せる期待も大変大きいものを感じております。今後とも、関係機関の皆さんの御意見、あるいは子供たち、学校生活、あるいは様々な日常生活の様子を観察しながら、関係機関と連携してエド育行政を前に進めていきたいと考えております。

まだまだ至らないところもあると思っておりますけれども、今後とも、どうぞ御指導よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○井上敏文議長

挨拶が終わられましたので、御退場いただきます。

(牟田久俊氏退場)

日程第17 議案第48号

○井上敏文議長

日程第17. 議案第48号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第48号 教育委員会委員の任命については同意することと決しました。

日程第18 諮問第2号

○井上敏文議長

日程第18. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

ここで、田村康議員は人権擁護委員候補者と直接の利害関係がありますので、退場を願います。

(田村康議員退場)

○井上敏文議長

お諮りします。本件につきましては、適任である旨の意見を答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨の意見を答申することに決定いたしました。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議が終わりましたので、田村康議員の入場を求めます。

(田村康議員入場)

日程第19 意見案第1号

○井上敏文議長

それでは続きまして、日程第19. 意見案第1号 再審法改正を求める意見書を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、意見案第1号 再審法改正を求める意見書については原案どおり可決と決しました。

なお、可決されました意見書については関係官庁に送付いたします。

次に、各常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出がっておりますので、お諮りいたします。

総務文教常任委員会については、子育て支援の取組について、11月中に宮崎県日南市へ、また、産業厚生常任委員会については、水稻乾田直播栽培技術、高品質・良食味米生産プロジェクト等の農業政策先進地及び町営タクシー事業の取組について、10月1日から10月3日まで、北海道岩見沢市、新十津川町及び増毛町へ、閉会中の所管事務調査として各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査は以上のとおり付託することに決しました。

これをもちまして、本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第6回江北町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和7年第6回江北町議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月19日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 西 原 好 文

会議録署名議員 田 中 宏 之

会議録署名議員 酒 井 明 子

局 長 大 島 浩 二

書 記 百 武 久美子